

令和5年度
第1回 文京区基本構想推進区民協議会
基本政策1
「子どもたちに輝く未来をつなぐ」

日時：令和5年10月11日（水）

18時30分～20時31分

場所：文京シビックセンター地下2階 産業とくらしプラザ研修室A・B

文京区企画政策部企画課

第 1 回 文京区基本構想推進区民協議会
 基本政策 1 「子どもたちに輝く未来をつなぐ」
 会議録

「委員」	会 長	辻 琢也
	委 員	岸 雄介
	委 員	塚 田 哲
	委 員	森 谷 尚輝
	代 理 委 員	篠 塚 麻衣子
	委 員	池 田 友見
	委 員	福 本 和代
	委 員	南 征孝

「幹事」	企 画 政 策 部 長	大 川 秀 樹
	福 祉 部 長	竹 越 淳
	子 ども 家 庭 部 長	多 田 栄一郎
	保 健 衛 生 部 長	矢 内 真理子
	企 画 課 長	横 山 尚 人

「関係課長」	障 害 福 祉 課 長	橋 本 淳 一
	生 活 福 祉 課 長	渡 部 雅 弘
	子 育 て 支 援 課 長	篠 原 秀 徳
	幼 児 保 育 課 長	奥 田 光 広
	子 ども 施 設 担 当 課 長	永 尾 真 一
	子 ども 家 庭 支 援 センター 所 長	大 戸 靖 彦
	児 童 相 談 所 準 備 担 当 課 長	佐 藤 武 大
	健 康 推 進 課 長	田 口 弘 之
	保 健 サ ー ビ ス センター 所 長	大 塚 仁 雄

○**社会長** それでは、定刻になりましたので、令和5年度第1回の文京区基本構想推進区民協議会を開催いたします。本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本来ですと、この区民協議会、委員会全員に一堂に会して議論というスタイルを取っていましたが、コロナの対策等もありまして少人数制の部会で開催してきましたが、今年度も、前年度に引き続きまして、少人数制の部会の開催という形を取らせていただきます。本日は基本政策の1、子どもたちに輝く未来をつなぐの部会、第1回目になります。

まず、初めに委員のご紹介になります。1年ぶりの区民協議会になりますので、委員に変更があります。新しい委員につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**横山企画課長** それでは、ご紹介をさせていただきます。本年度、新たに委員になられた方、4名いらっしゃいます。本来であれば、一言ご挨拶いただきたいところですが、お時間の都合がございますので、私のほうからご紹介のみさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、文京区認可保育園父母の会連絡会からご推薦されました、岸委員でございます。

○**岸委員** よろしく申し上げます。

○**横山企画課長** 続きまして、文京区立幼稚園PTA联合会ご推薦の塚田委員でございます。

○**塚田委員** よろしく申し上げます。

○**横山企画課長** 続きまして、文京区立小学校PTA联合会推薦の西川委員でございますが、本日、ご欠席で、代理の篠塚様にいらしていただいております。

○**篠塚委員** よろしく申し上げます。

○**横山企画課長** それから、文京区立中学校PTA联合会からご推薦の池田委員でございます。

○**池田委員** 池田でございます。よろしくお願いいたします。

○**横山企画課長** よろしく申し上げます。

新委員の方におかれましては、机上に委嘱状を置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。また、一部の委員の方につきましては、参加される部会を変更された方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

福本委員が、昨年度は部会の4番、環境まちづくりにご出席でしたが、本年度はこちらの部会のご参加ということで、よろしくお願いいたします。

○**福本委員** よろしく申し上げます。福本でございます。

○**横山企画課長** 以上です。

○**社会長** 続きまして、幹事の皆さんにつきまして、事務局から紹介をお願いします。

○**横山企画課長** では、幹事のご紹介をいたします。本協議会につきましては、出席する幹事は審議に関係のある部長に出席をいただいております。ご紹介いたします。

竹越福祉部長です。

○**竹越福祉部長** 福祉部長の竹越です。どうぞよろしくお願いいたします。

○横山企画課長 矢内保健衛生部長です。

○矢内保健衛生部長 保健衛生部長の矢内でございます。よろしくお願いいたします。

○横山企画課長 多田子ども家庭部長です。

○多田子ども家庭部長 子ども家庭部長の多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○横山企画課長 また、そのほか関係する課長にも出席をしていただいておりますが、ご紹介は省略させていただきます。

以上です。

○辻会長 続きまして、委員の出欠状況や配付資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○横山企画課長 委員の出欠状況でございますが、先ほどご紹介申し上げました西川委員につきましては、代理で篠塚様にご出席をいただいております。

それから、配付資料のご説明いたします。席上に置かせていただいている資料、クリップ留めの資料のほうをご覧ください。本日配付しておりますのは、まず1枚目が、本日の会議の次第でございます。それから、2枚目、資料第1号としまして、基本構想推進区民協議会の設置要綱が1枚。続いて、資料第2号、開催日時等についての資料が1つございます。それから、第3-1号が本協議会の委員名簿でございます。続いて、第3-2号が委員名簿のうち部会員の名簿に分けたものがございます。それから、第3-3号、こちらが幹事の名簿でございます。次が第4号、こちらが区民協議会の運営等についての資料が1枚ございます。続いて、資料番号はございませんが、「戦略シート」主要課題（案）一覧と記載されたものが1枚ございます。また、本日の座席表と、あと最後に、意見記入用紙をお配りしております。

また、事前に送付させていただいた資料の確認でございますが、「文の京」総合戦略の冊子、こちら、新規委員の方のみご送付をさせていただいております。それから、資料第5号としまして、分厚いホチキス留めのものになりますけども、総合戦略進行管理の戦略点検シートというのが1冊ございます。それから、少し薄くなりますけども、資料第6号が、同じ点検シートですが、行財政運営の点検シート。最後に、資料第7号としまして、次期「文の京」総合戦略の骨子と主要課題の案を示した冊子が1つございます。以上で、お配りしたものは以上となりますが、過不足等ございましたら挙手にてお申し出ください。

以上でございます。

○辻会長 それでは、続きまして、1年ぶりの開催になりますので、区民協議会の運営等につきまして、事務局から改めて説明いたします。資料第4号の説明をお願いします。

○横山企画課長 それでは、ただいまご紹介しました資料の第4号をご覧ください。区民協議会の運営等について、幾つかポイントを絞ってご説明を申し上げます。

まず、1番目、表の1番をご覧ください。基本構想推進区民協議会の公開の趣旨でございます。本協議会につきましては、区民と区との協働・協治の下、原則として会議は公開としております。

また、区民等の会議の傍聴を認め、会議記録についても公表するものということでございます。

続きまして、3番目と4番目でございます。こちらは傍聴者についての事項が記載ございます。

それから、6番目をご覧ください。本区民協議会の記録の取扱いでございます。

本会につきましては、発言者名を表記した全文記録方式としております。記録につきましては、会議名、開催日時、開催場所、出席した委員の氏名、発言の内容、そのほか必要と認めるものにつきまして記載をいたします。また、この記録の作成に当たりましては、その内容の正確を期すために、出席した委員の皆さん全員に確認を得ることとしております。本記録につきまして、この協議会終了後、速やかに未定稿の案文を作成いたしますので、そちらにつきまして、確認の手続を経て、会議開催後からおおむね2か月以内に公表することとしております。

なお、手続を経た記録につきましては、協議会の資料とともに2階にあります行政情報センターに行政資料として配架し、また、区のホームページで掲載し、公表することとなっております。

そのほかの運営等の事項につきましては、お時間ございます時にご覧になっていただければと思います。

以上でございます。

○社会長 皆さんのほうから、何かご質問、ご意見ありますか。

特に去年から変更点はありませんで、今年もこれでよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、審議に入る前にもう一点、現在、文京区のほうでは総合戦略の改定の作業を進めております。区民協議会における、これからやっていただく点検の作業と、それから次期地域戦略の関係について、あらかじめ事務局のほうから説明をお願いします。

○横山企画課長 それでは、次期総合戦略との関係についてご説明いたします。

昨年度から引き続き、今回ご議論いただいております、この「文の京」総合戦略、こちらの計画期間が令和2年度から5年度までとなっております。毎年、この点検シートというのを用品まして、本来であれば前年度の状況を確認し、次年度につないでいくための点検という形になってございます。ただ、今申し上げたとおり、今回の総合戦略の計画期間が今年、令和5年度で終了いたしますので、引き続きの内容につきまして、令和6年度からの次期総合戦略の改定に向けて、今、準備を進めているところでございます。ですので、今回の点検シートにつきましては、記載内容を前年だけの振り返りではなくて、令和2年度から5年度までの計画期間全体を振り返って点検をしているような状況となっております。

資料第5号がその点検シートになってございますが、先ほどご紹介しました資料第7号のほうでは、次期計画でどのように進めていくかといったような内容も記載がございますので、合わせてご覧いただければと思います。

なお、先ほど机上で配付させていただいた、資料番号がないと申し上げた、この「戦略シート」主要課題（案）の一覧というものがございます。こちら、縦に長い表が2列ございますが、左

側が現在の総合戦略の主要課題、全部で55個ございます。両面になっておりますが、55個ございます。こちら、次期総合戦略におきましては若干統廃合がございまして、52の課題となっておりますので、こちらもご参考にご覧いただければと思います。そういった趣旨で本日進めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○社会長 ただいまの点につきまして、皆さんのほうから、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

昨年度の点検シートにおきましても、もともと文京区は工夫をされていて、過去のトレンド、数年間分かるように記載して、次年度に向けて議論していましたが、今年は文字どおり、過去4年間を振り返って、次期計画に向けて当該事業をどうすればいいのか、指標をどうすればいいのか、皆さんのほうからご意見いただきたいというのが、今回の趣旨になります。よろしいですね。

それでは早速、続きまして、主要課題の審議に入りたいと思います。本部会におきましては、主要課題の1から13について審議を行っていきます。このうち、本日は1から6までの主要課題を審議いたします。また、このほか、行財政運営につきまして、皆さんにも議論いただくことになっていますが、これは第2回の協議会の中で議論をするという予定であります。今日、6項目の議論になりますが、各説明者におかれましては、説明の際の時間管理にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の主要課題ですが、まず、前半三つですね。主要課題の1から3まで、関係の部長から説明をしていただきます。説明を聞いていただく際には、資料の第5号、戦略点検シートをご覧ください。あわせて、次期戦略につきましては、先ほど言及されました資料の第7号をご覧ください。

それでは、担当の部長の方、お願いします。

○矢内保健衛生部長 それでは、私から主要課題の1番目、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援についてご説明いたします。

資料第5号の6ページからとなります。

この課題について、4年後の目指す姿は、各家庭のニーズに合わせ、妊娠・出産・子育てに関する適切な知識・情報が提供されるとともに、関係機関と連携した継続的な支援やサービスが提供されることを目指してまいりました。この計画期間の方向性ですが、各家庭のニーズに応じたきめ細かな支援を方向性として、その次でございます事業名、ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト、特定不妊治療に助成、また、妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援を目指す文京区版ネウボラ事業、母親学級・両親学級、乳幼児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査などの事業を展開してまいりました。

次のページ、8ページをご覧ください。

この総合戦略の期間において、社会環境等の変化が様々ございました。まずは、この計画期間

の中で、この3年間にわたるコロナ禍で様々な事業を工夫して実施してまいりましたが、まず、法律としては、母子保健法の一部改正がございまして、産後ケア事業が法定化されて、区市町村による実施が努力義務とされました。文京区においても、妊娠時からの切れ目のない支援を目指し、また、出産後の非常に不安な時期にある妊婦さんを支援するための産後ケア事業を様々な展開しているところでございます。また、この産後ケア事業については、本年度からその対象を育児不安のある方というふうに限定していたものを、産後ケアを必要とする全ての方に提供するという、そういう考え方のもと事業を展開しているところでございます。

また、昨年度から国の出産・子育て応援交付金の交付が始まり、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策への取組が一層推進されております。また、昨年度4月から、人工授精等の一般不妊治療や生殖補助医療の一部の治療が保険適用となりました。それまで不妊治療については、区として助成を行ってまいりましたが、今年度から新たに保険適用となっていないものについても区の助成を開始したところでございます。

現総合戦略における成果や課題は何かという3番をご覧ください。少子高齢化というふうに一口に言われますけれども、合計特殊出生率、1人の女性が一生を通じて生む子どもの数というのは、この左側の表にあるように年々低下をしているところでございます。これは、東京都においても、区においても、同じような傾向になっております。この中で、ネウボラ相談件数、妊娠から出産、育児中のお母さんからの相談件数の推移は、このように右側のグラフのようになっており、コロナ禍においてもおおむね増減はあるものの、高い水準で推移しております。4年度に創設した不妊治療に対する助成制度は、不妊治療患者の負担軽減に寄与していると考えております。

次期総合計画において、どのように進めていくかの展開でございしますが、4番をご覧ください。妊産婦を支援する各種事業や乳幼児健康診査を実施し、子育て家庭の悩みを軽減すること、また、ニーズを踏まえた子どもの発育・発達に係る適切な支援に努めてまいります。また、妊娠期から相談しやすい関係を築き、これまで以上に予防的な支援を強化し、切れ目のないきめ細やかな相談支援を行っていくとしております。不妊治療の助成については、都と連携を密にして、情報収集や課題把握を行った上で、啓発に努め、制度が安定的に運営されるように努力してまいります。

次に、資料の第7号をご覧ください。次期総合戦略における事業の展開についてのご説明でございします。

関連データの合計特殊出生率と出生数の推移については、先ほどご説明したとおりでございます。国においても、こども家庭庁が創設されて、子育て支援ということについて、非常に力を入れている中で、文京区においても保健所でのネウボラ相談、また、様々な産後ケア事業、乳幼児健診、あるいは乳児全戸訪問といった様々な機会を捉えて、切れ目のない支援を展開してまいります。また、不妊治療を継続して、不妊に悩むご家庭への支援を継続してまいります。

子育て家庭のライフスタイルが多様化する中で、各家庭のニーズというのは非常に多様化していると考えております。妊娠から子育てまでの適切な知識・情報を提供すること、また、気軽に

相談できる環境づくりを引き続き行っていくことを考えております。

1 番についてのご説明は以上でございます。

○多田子ども家庭部長 続きまして、主要課題の2、保育サービス量の拡充・保育の質の向上について、説明をしたいと思います。

まず、4年後の目指す姿ですけれども、保育のニーズ量を踏まえた保育所等の整備が進み、保育所待機児童の解消が図られ、保育を必要とする世帯において、保育が必要な年齢で入園できている。また、認可外保育施設を含む全ての保育施設において、安全で質の高い保育が提供されている。こちらを4年後の目指す姿にしております。計画期間の方向性として、2点、保育サービス量の拡充と保育の質の向上ということで記載をしております。

その後で、ぶら下がっている事業の記載がありますけれども、めくっていただきまして、12ページです。まずは網かけの2番ということで、この間の社会環境の変化がどのようなものがあったかということなんですけれども、ここでは、少し先の話にはなりませんけれども、令和7年度の児童相談所の設置に向けて、新たに認可外保育施設に関する届出事務、巡回指導、指導検査への対応が必要となるということがあります。

続いて、網かけの3ですけれども、要するに成果や課題ということなんですけれども、まず、保育サービス量の拡充につきましては、令和元年度中から5年度当初までに27施設の認可保育所を開設しまして、継続的に待機児童解消に向けた取組を行い、本年4月時点で、待機児童がゼロ人になりましたということですね。

続きまして、新たな課題ということなんですけれども、定員に対して空きがある保育所が増加しているということで、それらの活用方法について検討を進めていく必要があるということで記載をしています。

それから、区立幼稚園の認定こども園化ですけれども、こちらについては、定員及び体制等については、待機児童の状況を注視しながら決定していく必要があるというふうに考えてございます。

それから、文京区版のスターティング・ストロング・プロジェクト。こちらにつきましては、子育てフェスティバルなどで応援講座の実施を行い、事業の周知を行ったところです。それから、年度末にアンケートを実施したんですけれども、回答した96園うち、発達支援巡回事業については92%、スターティング・ストロング・プロジェクトについては100%のリピート希望があったということです。

もう一つの、保育の質の向上ですけれども、こちらは令和4年度に指導検査体制の充実を図りまして、検査実施施設数を大幅に拡大いたしました。それから、区立保育園の園長経験者等による巡回指導等については、私立認可保育所を対象に実施をいたしました。それから、これまで区立保育園でのみ実施をしていた要配慮児判定会を4年度から新たに私立認可保育園等でも実施をし、認定を開始したところでございます。

今後ですけれども、指導検査及び巡回指導の対象を認可外保育施設に拡大していくための体制整

備が課題となっております。

続いて、13ページの網かけの4番ですけれども、今後の展開ということで。まず一つ目は、多様化する保育ニーズということで、こちらについては特別な配慮を必要とする児童や医療的ケア児等への必要な支援や、保育施設の空き定員を活用した事業といったもの、そういった地域の社会資源としての保育施設の活用方法について検討していると。続いて、保育の質の向上ですけれども、こちらについては検査・指導体制のさらなる強化ですとか、保育事業者の質の向上についての取組の支援に引き続き取り組んでいくということですね。認定こども園化については、校舎の改築・改修時期に合わせて、その時々の特機児童数等の状況を考慮して進めていくということと、あと、スターティング・ストロング・プロジェクトと発達支援巡回事業につきましては、毎年満足度やリピート率が高いということで、引き続き質の高いプログラムを提供していきたいというふうに考えております。

恐れ入りますが、資料第7号のほうの4ページ、ご覧いただければと思います。

こちらの一番下の部分ですけれども、今後の次期計画ということで、課題解決に向けて取り組むべきことということで、3点ほど挙げています。まず、保育を希望する年齢で入園できる保育サービス量の維持と多様な保育サービスの提供を図る必要があるということ。それから、指導検査と区立保育園園長経験者等による巡回指導を両輪した検査・指導体制、こちらのさらなる充実をしていくということですね。最後に、老朽化した設備等の更新を行い、安全・安心な保育環境を整備する必要があるということで記載をしております。

続きまして、資料第5号のほうにお戻りいただきまして、こちらは14ページをお開きいただければと思います。

14ページで、こちらは主要課題の3ということで、子育て支援サービスの安定的な提供でございます。まず、4年後の目指す姿ですけれども、ニーズに応じた必要な子育て支援サービスが安定的に提供され、安心して子育てができ、子どもが育つ環境が整っている。こちらを4年後の目指す姿としております。計画期間の方向性ですけれども、ニーズ量に対応する子育て支援サービスの提供ということで、方向性を記載しているところでございます。

この後、ぶら下がっている事業が幾つかありますけれども、15ページの網かけの2をご覧いただきたいと思います。この間の社会環境等の変化ですけれども、まず、本年の4月にご案内かと思っておりますけれども、こども家庭庁が創設され、併せてこども基本法が施行されております。こうした中、国は本年の秋頃を目途に、こども基本法に基づくこども大綱を新たに策定する予定であります。そうした中で、少子化社会対策や子ども・若者支援、子どもの貧困対策を、これまで以上に総合的かつ一体的に取り組んでいくこととしています。

次に、網かけの3ですけれども、成果や課題ということですが、ニーズ量に対応する子育て支援サービスの提供ということで、まず、新型コロナウイルス感染症の流行以降、このサービスの利用については全体的に低調でしたが、社会全体がコロナ禍前の日常に戻りつつあるという

ことで、感染状況を注視しながら各事業の運営を行いまして、4年度の各サービスの利用は全体的に、まず回復傾向となりました。また、4年度にベビーシッター等による子育て支援事業ということで、「おうち家事・育児サポート事業」を開始しました。それから、本年4月には、一時保育所、キッズルーム茗荷谷を開設するなど、サービスの提供を図っております。それから、5類感染症移行後においても、子どもと家庭を取り巻く環境の変化を把握しながら、子育て家庭のニーズに合う子育て支援サービスを安定的に提供していくことが求められていると考えています。

続いて、網かけの4番、今後の展開ですけれども、多様化する子育て世帯のニーズに対応するために、柔軟な事業展開を図るということと、事業の利用に当たり、区民の利便性が向上する取組を推進していきたいと考えております。それから5年度に、今年度なんですけれども、子ども・子育て支援に関する実態調査を実施し、子どもと家庭を取り巻く環境の変化を的確に把握しながら、次期子育て支援計画の策定を行い、区の特性を反映した子育て施策の充実を図ってまいりますという記載になってございます。

こちらも、恐れ入ります。次期総合戦略、資料第7号、こちらの5ページをご覧くださいと思います。

こちらも現状ですとか関連データについては、お読みいただければと思いますけれども、一番下、課題解決に向けて取り組むべきことということで、子どもと家庭を取り巻く環境が変化している状況の中で、子育て家庭の事業利用意向率ですとか、年少人口の増加等を見越したニーズ量に対応できるように、子育て支援サービスの安定的な提供が求められるというふうな記載としております。

以上が、主要課題3、子育て支援サービスの安定的な支援の説明になります。

以上になります。

○社会長 それでは、ただいまご説明がありました主要課題1から3まで、これについて、皆さんのほうからご意見、ご質問をお願いします。発言される際には挙手の上、発言の前にお名前を言っていただいて、録音しておきますので、マイクをご利用の上、ご発言いただけたらというふうに思います。いかがでしょうか。

少人数なので、最終的には皆さんに、せっかく来ていただいているので1人1回は、それぞれご発言いただこうと思いますが、どうでしょう。

それでは、まず、岸委員のほうから、いかがですか。

○岸委員 幾つかあるんですけど、主要課題1に関して、不妊治療を拡充したという、どの部分を拡充するようになったんですか。

○田口健康推進課長 ありがとうございます。健康推進課長の田口と申します。

これまで、特定不妊治療と申しまして保険適用されなかった部分を、今まで区独自で、補助を出していました。東京都が補助して、その後さらに区のほうでも補助していましたが、令和3年度をもちまして保険適用になりました。その保険適用をされた後、まだ保険適用されないような、

先進的な不妊治療方法もまだ残っておりまして、その保険適用されない部分につきまして、令和4年度の途中から、新たに不妊治療の助成対象とした、そうした流れとなっております。

○岸委員 それは理解できたんですけど、先進的な治療でも、全てを補助するわけじゃないと思うんですけど、どういうふうに範囲を決めているのかなと思ったんですけど。多分、費用と効果の関係があると思うんですけど、その範囲をどういうふうに決めたのかなと思ったので。全ての不妊治療の種類に補助しているわけではないと思うんですよ。

○矢内保健衛生部長 先進治療については、国が不妊治療として実施するという判断をするものが、幾つかランクがつけられていて、その先進医療の中で国がランクづけをして、不妊治療として医学的にも適当であるというものを選んで、それを助成対象としています。全ての治療を対象としているわけではありません。ですから、一定効果がある不妊治療に対して、区として助成をしているということになります。

保険適用になったんですけども、やはり自己負担もありますし、先進医療については混合治療ができるものと、混合治療というのは保険診療と一緒に自費治療ができるという意味ですけども、できるものとできないものがあるので、実際に不妊治療を行う方の負担額というのは、保険適用になった後でも結構高額な治療費がかかる方もいらっしゃるんで、そういう方たちを支援するというのが大きな目的です。

○岸委員 何かあんまり、ちょっと具体性がなかったの。

○矢内保健衛生部長 申し訳ありません。

○岸委員 その辺が、あれかなと思ったということです。

○辻会長 だから、今、多分完全な説明を求めているわけじゃないんですが、不妊治療の範囲が少しずつ拡大していくときに、何を重視してその範囲を拡大しているんですかと。その方針や手続について教えてくださいということですよ。

○岸委員 そうですね。

○矢内保健衛生部長 申し訳ありません。今、ご説明したように、国が一定の効果があるというふうに認めた不妊治療で、保険適用になってないものについては、区として助成をしているという、そういう考え方です。

○岸委員 ありがとうございます。

続けてもいいですか。

○辻会長 はい。

○岸委員 主要課題2に関して、保育の量と質というところだと思うんですけど、量に関しては、多分、これは空きが増えているというふうに書いてあったんですけど、結構具体的な数字に出すとかかなり空きがあると思うんですよ。一つは、それをほかの事業で活用するというふうに書いてあって、これ多分、誰でも通園みたいなことなんじゃないかと思っているんですけど。それをやるに当たって、区の予算をさらに必要になるのか、あんまり予算を使わずにできるのかというの

が一つの質問と、あと、ずっとこの数を維持するわけにはやっぱりいけないと思うんですけど、
どういうタイミングで、どういう基準で保育園を減らしていくのかなということをお伺いしたい
んです。

○永尾子ども施設担当課長

まず、1点目の空き定員の活用は、未就園児の定期預かりとして、文京区でもモデル事業を2
園で実施しておりますが、この事業も確かに一つの活用方法になります。予算的な部分で申し上げ
ますと、国のモデル事業は国から10分の9の補助が出ています。また、東京都でも同様の事
業を実施しておりますので、残りの10分の1については、都から上乘せの補助が出ております
ので、現状の補助スキームですと、区の一般財源は、基本的に補助基準額の範囲内で実施してい
る限りは生じないという形になります。

2点目の空き定員をどのように整理していくかは、かなり難しい問題だと考えています。待機
児童の推移を見ましても、令和3年度がお一人で、令和4年度がお二人、この4月にゼロという
形になっていますが、基本的に4月1日の段階で、定員の空きが1,000人以上ある状態で、
ようやく待機児童がゼロになっていることを考えると、このゼロを維持していくという意味では、
一定の空きは生じてしまうと思っています。実際に在園されている方もいらっしゃる中で、区の
ほうから政策誘導して、特定の園を閉園にもっていくのは難しいと思っています。区としてでき
ることは、必要な地域に必要な定員が確保されることを維持しつつ、事業者の運営継続が、どこ
までできるのかを区として早めに情報を把握し、保護者の方に、事業者を通して早めに情報を提
供していく。実際に閉園になる際には、待機児童を出さないようにするため、保育を希望する方
の保育が保障されるように、区として対応していくことが考えられると思っております。

○岸委員 ゼロにすることが求められてて、それを維持するのはすごく難しいというのは理解で
きるんですけど、でも、ただではないと思うので、どうやってやっていくのかなというふうに考
えます。

あと、もう一個だけなんですけど、この質のほうに関して、父母連にも、年に1回か2回ぐ
らい、やっぱりこの保育園でこうこうこういうところが困っているみたいなことを言うてくるこ
とがあって、上から巡回するというのももちろん重要だと思うんですけど、父母連が全ての窓口
にはやっぱりなれないので、保育園の保護者さんたちが、割と簡単に、そういうのがあるのかも
しれないんですけど、簡単にアクセスできる、保育園の先生には伝わらないような相談窓口とい
うのがあるといいのかなというふうに思っています。

○永尾子ども施設担当課長 私立保育園につきましては、区の幼児保育課で日々ご相談を受け
ております。区のホームページの問合せフォームからも、ご相談をいただいておりますし、お電
話でも構いません。保護者の方からご相談いただいたら、まずは、保育を区の職員が見に行った
上で、どのような部分が課題になっているのか、保護者の方が悩んでいらっしゃるのかというこ
ろを確認した上で、保育園や保育事業者と一緒に課題解決に向けて、区も対応している状況で

ございます。

○岸委員 ありがとうございます。長くなって、すみませんでした。

○社会長 いいえ。

それじゃあ、塚田委員、お願いします。

○塚田委員 塚田です。よろしくお願いします。

私のほうからは、まず一つ目に主要課題の1なんですけど、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援というふうに書いてありますが、こちらについては主に、幼児の支援になっているというふうに理解してます。子育てというのは、幼児期で終わるわけではないので、小学、中学とも続いていくと思うんですが、そういった幼児期から小学、そして中学校への切れ目のない支援というふうにならなかったのはなぜなのかなというのが、一つ目の質問です。

あと、どのような連携をしているかみたいなのも含めて、説明いただけるとうれしいです。

○多田子ども家庭部長 そうですね。実際には、子どもは18歳まで長い道りがあるわけなんですけども、ここでは何ていうんでしょうか、妊娠、出産、子育てという部分を一定切り取った上で、それについてどんな課題があって、今後どうしていくかといったことをピックアップした形で切り分けて掲載しているというふうにお考えいただければと思います。もちろん、その後については、児童館・育成室とか、その他もろもろ、学校を中心としたいろんな教育関係のものとか、もろもろありますので、児童虐待なんか18歳までいっていますので、ここは単純に年齢である程度切り分けて記載をしているというふうにお考えいただければと思います。

○塚田委員 ありがとうございます。

2点目が、保育園に関する記載はあったのですが、幼稚園、私、区幼Pから出席させていただいているんですけども。やっぱり幼稚園の入園者が減っている現状で、区としては現在、文京区には10個区立の幼稚園がありますけれども、こういった幼稚園の維持やまたはその位置づけをどのように考えているのか、教えていただけるとうれしいです。

○奥田幼児保育課長 幼児保育課長の奥田です。

区立幼稚園に関しましても、ちょうど、まだ令和3年から子どもの出生数がかなり上がったんですけど、その影響というのはまだ出てはいないんですけども、現に、一定の預かり保育の時間とかを考えると、多少入園の在園児数が減ってきているというような状況です。

区立保育に関しましては計画立てて、区立も認定こども園化をしていって、1歳から入園できるようにしていきたいというふうを考えております。ただ、やはり待機児童がゼロになって、保育園の空き状況も多少増えてきているところなので、その辺りは、定員数に関しては、もともと考えていた数よりも大分抑えた形で認定こども園化を図っていくというふうを考えております。

○塚田委員 ありがとうございます。ぜひ、そうですね、幼稚園連合としては実行、継続して残していただけると、皆さん非常に満足しているという話を聞いていますので、このメンバーのほうをしながら、保育園の状況なども加味しながら、ぜひ、幼稚園は幼稚園で歴史があったりしま

すので、残していただけるといいのかなというふうに思います。ありがとうございます。

○**社会長** それでは、森谷委員、お願いします。

○**森谷委員** 森谷です。私立幼稚園PTA連合会から参りました。

私立幼稚園のほうも、私、子どもが卒園したのであれなんですけども、人数が減っているという状況、結構危機的な状況だなというのをお聞きして、今後どのように進めていくといいのかなというのを、保育園と合わせて、先ほどの塚田委員からも話があったように、どういうふうに進めていくのかというのは、結構区がリードして考えていくようなところもあるのかなと思いますので、ぜひ、検討いただきたいなと思います。

私も、保育所の空き活用ののがすごく気になって、実際どれぐらいの空きが今生じているのかということと、それから、その空きをどのように活用していくというのを具体的に考えていращやるのかなというところをお聞きしたいなと思いました。

それから、やっぱり増やす、つくるはできるんですけど、閉じるというのはすごくやっぱり難しいなと思いますので、幼稚園の数の問題もあるんですが、そこもやっぱりある程度全体を見て、先を見てリードしていくということが必要なのかなと思っています。その点について、すみません。お願いいたします。

○**奥田幼児保育課長** まず、私立幼稚園の部分でございますけれども、令和3年度と令和5年度の5月1日時点、2年前と今年度の状況を確認すると、定員数ベースで約20%在園児が減っているというような状況でございます。具体的に減っている状況というのは、正確に分析というのは難しいですけども、やはり私立幼稚園の場合だと預かり保育が、例えば水曜日はできないとか、お昼で退園とか、あとは夏休み中も一部の日にちしか預かれないとか、そういったところになると、やはりこれだけ共働きの、フルタイムの共働きの世帯が増えている状況だと、その選択肢から外れてきてしまっているというのが実情としてあると思います。

実際、区がリードしていくかというところでございますけれども、やはりそれぞれ私立幼稚園というのは、それぞれの方針にのっとって運営されているところでございますので、預かり保育の拡大、拡充させるというようなご意志があれば、その辺りは当然区のほうで支援してまいりますし、そういったような対策で、私立幼稚園も一緒に、幼児教育と一緒に推進していければというふうに考えております。

2点目の保育所の空き状況でございますけれども、今年の8月1日時点の状況でございますが、これは区立と私立を一緒に合わせてなんですけども、定員数が約7,300のところを、空き状況が1,150程度というところでございますので、全体で約2割の定員は空き状況があるというような状況になっています。

○**永尾子ども施設担当課長** まず、空き定員の活用は、既に私立保育園でも定員の空きを活用した一時預かり事業を、区が令和3年度の途中から創設した補助制度を活用して、20園弱くらい、実施しているところになります。また、先ほど岸委員からもお話が出ました、国のこども誰でも

通園制度で、就労等の有無にかかわらず、週1回から2回程度、保育園を利用できるようにしていくということで、文京区もモデル事業を実施しているところですが、そちらも空き定員の活用では、一つの選択肢に入ってくると考えております。

2点目の減らすことの難しさは、まさしく委員がおっしゃったところだと思います。増やしていく分には目標値を設定して、そこに向けて保育所の開設を進めていくことで、今まで取り組んできたところですが、減らすということになると、特に民間の保育事業者が運営していますので、それぞれの事業者の経営方針もありますし、実際に在園しているお子さんたちがいらっしゃいますので、例えばいきなり今年度末で閉園しますとなったときに、在園されているお子さんたちの保育を保障しなければいけない、あるいは本来であれば、お子さんにとっても環境が変わらないほうが良い部分もあると思いますので、閉園するにしても、一番望ましいのは、今年はゼロ歳児クラスの募集を止めて、翌年度はゼロ歳児クラスと1歳児クラスの募集を止めてというように、計画的に閉園していく必要があります。ただ、そうすると、在園するお子さんが減っていきますので、事業者が経営的に耐えられるかどうかという問題も大きいと考えていますので、この辺りは今後、区もどのような形が望ましいのか検討していく必要があると認識しております。

○森谷委員 ありがとうございます。

何か、夜逃げというところもあれなんですけど、事業所のほうでも、じゃあ、今年から取りませんか、そういうふうな急な対応がやっぱり出てくる場合があるかなというのが危惧されるもので、その辺りちょっとケアしていただけたらと思います。ありがとうございました。

○社会長 それでは、篠塚委員、お願いします。

○篠塚委員 小学校PTA連合会から、西川連合会長の代理で来ました、篠塚です。いろいろお話をありがとうございました。

こちらの点検シートのほうを拝見していて、実績のほうで、コロナ前を超えていたりコロナ前に戻っていたりというものもあれば、そうではなくて、まだもう少しコロナの8割ぐらいとか6割ぐらいでとどまっているものもあるのかなということで、すごく、どうしてこの差が起きているんだろうというのを思いながら拝見していました。恐らくそれぞれの事業によって、難しい、どうしてなのかという原因がお分かりだとは思いますが、全部戻っていくといいのかなというふうに思っています。

先ほど塚田委員からお話がありましたけれども、私も最初に、今日初めて代理で来たもので、拝見したので、主要課題1のほうで、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援という点で、子育てと言ったら小学校も子育てしているし、中学校でも子育てしているなというので、小P連でも参加している保護者合同研修会のほうで、いろんな保護者の、各代表の方がおっしゃっていたのが、やはり幼児時代までの区からの支援というのは、もう身近にすごく感じていると。けれども、小学校に上がると、区からというよりは担任の先生、小学校というところでの、何ていうんですかね、お力添えをいただいているという実感というふうになっていって、区がすぐ近くにサポート

体制があるというのはあまり感じられない状況だというふうにおっしゃる方が多かったですね。ですので、私としましては、これまで以上に、来年度からの計画の中で、小学校以降も区のサポートが感じられるようになるというというのが希望としてございます。

それが全体に関してというところなんですけれども、細かいところで、これはとてもありがたいので継続していただけたらと思いましたが、母親学級とか両親学級の7ページのところで、ホームページへの資料掲載とか、ユーチューブでの動画配信を見れるということがあったんですけれども、やっぱり働いていたりすると、なかなか平日の集まりだったりとか、その時間その場所に行くということが難しかったりしますので、できる限り母親学級・両親学級以外のいろいろなところでも、そういった配信の形を利用した、普及とか教育的な活動を行っていただけたら、とてもいいなというのがもう一つの希望です。

それから、本当に細かい点で申し訳ないんですけれども、気になりましたのが、12ページの取組2のところ、これまでは区立保育園だけで実施していた要配慮児判定会を4年度からは私立認可保育園でも実施し認定を開始しましたとあるんです。それで、どうして気になったかというと、私は柳町小学校のPTAのところで会長をしているんですけれども、柳町小学校はインクルーシブ教育で、そういったお子様がたくさん入学していらして、最近は学年が下になると、支援が必要なお子さんがすごく増えているという状況がありますので、そうすると、小学校の中で問題というか、課題になってくるのが、そういうお子さんにやはり先生方の手をすごく、手をかけて見てあげることが必要になってくるというわけで、そういう先生方を日常目の当たりにはしているんですね。そうすると、私立の保育園でもそういったところに対する区からの補助とか、何ていうんですかね、保育園の先生を増やせるかどうかみたいなのところというのは、対応していくという方向で考えていらっしゃるのでしょうか。

○永尾子ども施設担当課長 私立保育園でも、保育に当たって特別な配慮が必要なお子さんが増えております。その中で、判定会を実施する目的としては、一人ひとりのお子さんに対してきめ細かい保育を実施していくために、配慮の必要なお子さんであるかどうかを確認して、実際に認定した後は加配の常勤保育士を配置して、お子さんの特性や、個性や、育ちに寄り添ったきめ細かい保育を計画的に実施していく趣旨で、私立保育園でも区の補助を手厚くして実施しているところになります。ご家庭との連携も含めて、きめ細かい手厚い保育を実施する趣旨で、私立保育園でも区の補助を手厚くしたところがございます。

○篠塚委員代理 ありがとうございます。

○辻会長 それでは。

○矢内保健衛生部長 1点、いいですか。

○辻会長 はい。

○矢内保健衛生部長 先ほど塚田委員からも、今、篠塚委員からもご指摘をいただいた切れ目のない支援ということで、保健衛生部というのは保健所なんですけれども、どうしても妊娠届を受

けて、妊婦健康診査というものがあって、出産に至って、その後、大体小学校に上がるまでの間に様々な予防接種があったり、あるいは育児相談があったり、先ほどご説明したネウボラ相談があったりということで、保健所として担う部分がどうしても就学前までになってしまうという、そういう事情はございます。ただ、様々な情報は必要があれば関係機関と共有するということがありますし、様々な形で関係機関と連携して、関係機関といっても区内のほかの部署ということもありますけれども、そういったところと連携して、心配なお子さんを継続的に見守るとか、そういった支援については実施しております。

また、コロナ禍での事業の参加率というようなことでお話ありましたが、乳幼児健診であったり、両親学級・母親学級は非常に行動制限が厳しく法に基づいて行われた時期以外は、継続して実施してまいりました。感染症対策に工夫して、人数を少し絞ったりとか換気を工夫したりという形で、やはり大事な研修ですので、参加率も高かったのかなというふうに考えております。

また、母親学級・両親学級は非常に人気が高い状況でございまして、私どもも参加できるのを土曜日に、午前・午後というような形で設定したりということで、様々な形で参加いただけるように工夫しております。ウェブ配信については、やはり母親学級・両親学級はお友達づくりというような観点もあって、どうしてもリアルでの参加を希望される方も多いので、今後、様々な保健所の事業、ウェブで配信をしているものもございますけれども、リアルでやりたいもの、リアルの参加のほうが希望が大きいもの、あるいはウェブ配信で好評なものというふうに考え方を整理して続けてまいりたいと考えております。

○多田子ども家庭部長 今、就学後になると学校中心になって、なかなか区の状況が見えにくいというお話だったと思うんですけども、実際に確かにそういう部分もあるかとは思いますが、ちょっと今の話とも少し関係があるかもしれませんけど。例えば、配慮が必要なお子さんであるとか、あと、児童虐待につながるようなご家庭であるとか、そういったケースについては、教育センターとか子ども家庭支援センターというところが相談窓口になっていたり。あと、経済的な支援でいえば、例えば学習支援の部分とかもろもろ、なかなか見えにくい部分にはなっているかもしれませんが、一定そこはやっているということでご理解いただきたいのと、逆に言うと、周知がやっぱりちゃんとできていない部分もあるかもしれませんので、これから児童相談所というのも設置に向けて、今、急ピッチでいろいろ準備をしているところなんですけども、そういった動きと合わせて周知のほうもしっかりとやっていきたいなというふうに思います。

○社会長 課長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 子ども家庭支援センター所長の大戸でございます。

今、部長のほうからの答弁も含めて、それぞれが先ほど保健サービスセンターのほうでつないでいく、それが小学校に上がったらどうするの、中学校に行ったらどうするのということですけど、そこでお子さんが、それぞれのところで所属してまいります。そうすると、私どものほうで

は、要保護児童対策地域協議会という、いわゆる要対協と言われているものがありまして、各小・中学校さんとか、先ほど申しあげました教育センターとか、様々な連携をしております、その中でしっかりとその家庭の情報を共有して、それぞれ所属するところ、また、関わりのあるところで見守り支援と相談支援を継続していくというところにあります。そういったところ、18歳まで、子どもは関わらせていただいておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○篠塚委員代理 ありがとうございます。そうですね、懐かしいんですけど、6月の保護者合同研修会の後に、私もPTAに持ち帰って、この子ども家庭センターとか児童相談所ができるという話をどう保護者の方に生かしていけたらいいんだろうというので、私にできることはホームページで報告する、活動報告することぐらいだったんですけども、そのときにもお世話になりました。ありがとうございました。

○大戸子ども家庭支援センター所長 よろしくお祈いします。

○辻会長 ありがとうございます。

それでは、南委員、お祈いします。

○南委員 昨年から継続して参加させていただいています。公募から来ました、南です。よろしくお祈いします。

今回、読んできた中で、まず最初の1番の妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援と、これに関しまして、私は個人的になんですけども、孫がちょうど生まれてから今2歳半になるんですけど、ずっと自分家にいますので、それを見ている中で本当に文京区の対応というんですか、すばらしいものだなと、その辺本当に感謝しております。ただ、今、この資料を見てびっくりしたのは、やっぱり出生率がまだ下がっている。これ令和3年が1.12になっていて、4年、5年とまだ分からないんですけど、多分また下がるのかな。それと今、待機児童数がゼロになっているというのは、かなりリンクした話なのかなというのを考えてました。ですから、こういった問題は、確かに保育園とか幼稚園という数が多くて、需要と供給の問題だと思うんですけども。

あと、うちの孫も来年幼稚園とか何かに行くらしいんですけど、どこの幼稚園に見に行っても、引く手あまたみたいな感じで、もうぜひ来てくださいと。甲乙つけ難いというのもあるんですけども、これは僕、あまり詳しくないんですけど、認可幼稚園とそうではない幼稚園があるんですか。認可幼稚園に行くと、区から補助金が出る。認可でない幼稚園に入れると、それが出ない。これは何か、ちょっと出る出ないの規定みたいなものがあるのかなというのが一つ、これ質問なんですけど。

というのは、今、うちの孫は英語の何か幼稚園みたいなプレスクールに行っていて、そこが結構自由な環境で保育をしてくれるようなところで、できればそのまま入れたいなと思っているんですけど、何か認可幼稚園ではないので補助金が出ない、であれば、逆に言うと認可されている幼稚園に入れたほうがいいのかになって言いながらも、今度その保育時間が9時から2時とかで、その後の延長保育とかでまたお金がかかるとか、何かいろんなこう悩みがあるみたいで決めかね

ているというのがあるんですけど。僕が知りたかったのは、認可幼稚園に入れたら補助金が出るけど、認可ではないと出ないというのは、変な言い方ですけど、ちょっと差別じゃないかなという感じはしますので、その辺は改善ができるのかどうか、お伺いしたかったです。ただ、今回は、今、1番、2番、3番、三つやっているんですけど、全体的に僕個人としては、対応としては満足いくものであるというふうには考えています。

以上です。

○**社会長** それでは、事務局、制度の説明も含めましてお願いします。

○**奥田幼児保育課長** 実際におっしゃられていたのは、子ども・子育て支援新制度というものが平成27年度から始まりまして、その新制度に移行している園と、移行していない園、移行園と未移行園というふうにこちら側では言っているんですけど。新しい制度に移行した園というのは、幼稚園に対して、国だったり、東京都だったり、区が運営費を園に対して直接補助しているので、その園に通われている児童の方は基本的には幼児教育・保育園の無償化なので、無料で通える。ただ、新制度に移行している園は今、2園だけしかなくて。新制度に未移行、移行していない園というのは、私立幼稚園13園になるんですけど、それはもう自主的に毎月の学費というか、月謝を直接幼稚園に払うというような形になっているということです。そこの実際に毎月払っている学費というか月謝は、一部は文京区から保護者の方に対して補助をするというふうな形になっていると。制度の立てつけとしてはそういう形になっています。

なので、お話に出ていた認可でない補助金がないというのが、恐らく通われている、通おうと考えているところは未移行園なので、区からは補助金は出ずに、区から幼稚園に対して補助金が運営費に払われているので、そういった意味では、保護者の方には区からのお金は支払いはないということでございます。

○**社会長** 事務局。

○**永尾子ども施設担当課長** 少し補足をさせていただければと思います。

今、幼児保育課長から、新制度に移行した幼稚園と移行していない幼稚園の説明をさせていただいたところですが、新制度に移行している幼稚園は、幼児教育・保育の無償化の中で、基本的に保育料は保護者の方は負担をしております。新制度に移行していない幼稚園は、保護者の方に対する保護者補助金という形での補助はありますが、保護者の方が負担する月々の保育料を賄うだけの補助にはなっていないところがあります。

また、委員からお話のありました認可されてない幼稚園ではないのかというところは、恐らく認可外の保育施設なのかなと思いました。認可外の保育施設ですと、国の基準を満たしている認可外保育施設と、国の基準を満たしていない認可外保育施設で補助の内容が違いまして、国の基準を満たしている認可外保育施設のほうが補助は手厚くて、国の基準を満たしていない認可外保育施設だと、補助が薄いという状況になっています。さらに、来年の10月1日になりますと、幼児教育・保育の無償化から5年が経過するというところで、国の基準を満たしていない認可外保

育施設は、保護者補助金の対象外になるため、国の基準を満たしていない認可外保育施設にお子さんが通われる保護者の方にとっては、来年の10月1日以降は完全に保護者補助金の対象外になるということで、差が出てしまう状況でございます。

○横山企画課長 ちょっとだけ補足します。

○社会長 はい。

○横山企画課長 もともと幼児教育・保育の無償化のお話で、先ほど認可、認可ではないというお話がありました。あと、幼稚園というお話があったんですが、もしかしたらお話を聞いていると、英語教育をやっている幼稚園的なところもございます。ただ、そこが国の、法律上立てつけが異なっているところについては、国の無償化の対象外となっていたものがございまして、その場合には、任意でお通いになっている任意の施設という扱いになったので、国が無償化というところで打ち出したところから、枠から外れてしまっているというところで対象となっていないという状況かと思われます。

また、それ以外にも、保育園のほうでも認可と認可されていないところとか、先ほどのお話もあるんですけども、幼稚園という入れ物の中に実は入っていない、表向きは幼稚園とうたっているんですけども、実際国としては、幼稚園として認められてないというところで無償化の対象外となると、いわゆる補助という形が得られないというところがございます。

○南委員 ありがとうございます。じゃあ、ちゃんとしたところに入れるように。

○横山企画課長 制度としてそうっていないだけですので、預かっていること自体がちゃんとしている、していないということではないんですけれども。

○南委員 分かりました。ありがとうございます。

○社会長 それでは、福本委員、お願いします。

○福本委員 一般公募で参りました福本と申します。よろしく願いいたします。

今年は2年目で、昨年は「環境の保全と快適で安全なまちづくり」の会議に参加いたしました。私は、文京区に住みまして7年目になりますが、その前は仙台市青葉区に住んでおりました。11年前の3.11東日本大震災を経験しております。「文京区は震災が起きないだろう」と思っているかたが多いのでは…という雰囲気がございます。今回は子どもの時、幼児、それより前の妊娠の段階で、いつ起こるかわからない震災に取り組まないといけないし、危機感を持たないといけないと思ったので、こちらの会議に移動いたしました。

仙台にいました時、震災前は子育てママの参加するイベント、児童館でのお話会や大学での文化祭に孫を連れて参加していました。子どもたちを集めて手作り防災かるたをしたり、会場の隅っこで、「防災はいつでも起こるんだよ。」という「お話会」などをしていました。文京区でも小さいうちからこのような取り組みをしていただければいいかなと思います。震災後、私の住んでいた場所はパニックや喧嘩などを見たことはありません。私は避難所にも行きましたが、様子を見ただけで、自宅で待機することにしました。それは「自分で自分の命を守る」ということを

日頃勉強していたからです。我が家はお陰様で行政にも頼らなく粛々と行動し、夫は気仙沼の被災地にボランティアとしても参加しました。日頃の危機管理が自然とできたのは良かったと思います。

主要課題1の1、ぶんきょうハッピーベビープロジェクト、とてもいいと思います。「妊婦さんの防災セット」というのが内閣府で上がっているようです。母子手帳を申請された方に「防災セット」をサンプルとして渡すのは如何でしょうか。

主要課題1の5、乳児家庭全戸訪問事業というのがあります。助産師さんがお宅を伺う機会があると思います。そのときに、「家具転倒の呼びかけをする。」のは如何でしょうか。

主要課題2の10、区立幼稚園の預かり保育 現場での防災対策の強化をお願いしたいです。お預かりする職員、ボランティアの方、ベビーシッターの方、みんな「今起こったら、子どもたちをどのように親に戻すか。」とか、既にやっけていらっしゃると思いますが、そういう具体的なストーリーもつねに訓練するということが必要だと思いました。

○**社会長** そうですね、ちょっと引き受ける部長が難しいかもしれませんが、よろしく願います。

○**矢内保健衛生部長** ハッピーベビープロジェクトや乳児全戸訪問による防災意識であったり、防災グッズの紹介ということで、そうですね、とても大事なことだと思いますので、今後どういう形で実現できるかは少し検討していきたいというふうに思います。情報としては、とても重要なことだなというふうに思いますので、考えてまいります。

○**福本委員** お願いいたします。

○**社会長** じゃあ、課長、願います。

○**奥田幼児保育課長** この区立幼稚園としましても、区立保育園でも同様のことなので、区立保育園の部分で、どうやって大震災が起きた場合に、お子さんを親に戻すかというところの取組に関しましては、実際、東日本大震災のときも、当日親御さんが迎えに来れずに、翌日までそのままお預かりしたということがございます。特に、今は大震災が発災したときに、なるべく大きな移動をしないように、働いているオフィスでしばらくとどまってくださいとか、そういったようなことも言われておりますので、保育園でも最低限迎えに来るまで大丈夫なように3日分の児童たちの食糧を備蓄して、当然保育士たちの分も、そこまでの十分な量ではないですけども既にあるので、その辺りを拡充できればというふうに考えております。子どもたちも毎月のように、避難訓練とかそういったことをやって、しっかり訓練しているので、何かあった際には、ちゃんと安全に保育が継続できるように体制は整えているところでございます。

○**福本委員** ありがとうございます。よろしく願います。

○**社会長** はい。

○**篠原子育て支援課長** 子育て支援課長の篠原と申します。未就学までの方々のお子さんのケアを担当しております。

委員おっしゃるとおり、そういった部分もしっかりやっていくスタンスが必要だと考えています。区のほうでは、民間の方々のご厚意による様々な施設がございます。そういった方々にも、定例的な会議を通じて、こういった安全のほうにも十分配慮いただくようお願いをしていますし、そういった方々は自ら進んで避難訓練や、あるいは防災意識等を持ちながら、取り組んでいるというのも聞いておりますので、そういった方々のお気持ちをしっかり酌み取りながら支援をしてまいりたいと思っております。

○**社会長** それでは、池田委員、お願いします。

○**池田委員** 第六中学校PTA会長で、中P連で書記を務めております池田と申します。今回はこのような貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は長男が中3で、長女も小6で、懐かしいなと思いながら、今回の施策をちょっと人ごとっぽくお聞きしていたんですけれども、私の率直な感想は待機児童ゼロ、すばらしいと、文京区よくよくやっぺらと、本当に称賛の言葉を送りたいと思います。現役のお父様、お母様、結構厳しいご意見をおっしゃっていたようには私からは聞こえたんなんですけれども、私が子育てしていたときに、私、実は文京区で産んでなくて、大阪の田舎のほうだったので、ちょっとまた状況は違うんですけれども、待機児童ゼロで働きたいときに働く、それも父親、母親に限らず選択肢があるって本当にすばらしいことだと思います。現状1,000余りの空きがあるということなんですけれども、出生率が下がっているとはいえ、年間2,000近くの新しいお子さんが生まれている中で、全員が仮に入りたと言ったときに約半分ぐらいを受け入れられるという。特に幼稚園なんかも入れると、もうちょっとあると思うので、選択肢があるって物すごく貴重なことだと思いますので、そこは、ちょっと経済的な理由はあるかもしれないんですけれども、次年度縮小、もしくは見直しと書いてあったところを継続にさせていただいたら、先輩ママとしてはうれしいなというふうには感じたところでございます。

逆に、次期の総合戦略で質の向上、もしくは多様性でしたか、多様化する保育ニーズへの対応というところでお書きになっていらっしゃいましたけれども、質に転化するということは十分可能だと思うんですね。例えば、見るお子さんがぱつぱつ満杯100%の状態よりも、2割空きがある、つまり先生が2割お子さんに目を配れる、もしくは2割自分の研さんに充てられる。例えば、通常の保育士の資格だったけれども、じゃあ、ちょっと看護の勉強をしてみようかなとか、栄養士の資格も一緒に取ってみようかなとか、そういう、いわゆるリスクリングですね。こういったところにリソースを充てられるということもすばらしいことじゃないかなというふうには感じました。

私自身、長男を産んだのが15年前ですけれども、当時大阪のすごく小さい町、市ですらなくて、人口4万人の町で出産、育児をしていたんですけれども、長男を産んだときは200人ほどの保育園で、本当に広々と使えて、走り回って遊んでたんですけれども、長女を入れた6年前は待機児童が出るぐらいお子さんが増えて、それまで私は廊下だと思っていたところが教室になっ

ちゃったんですね。もう本当にいっぱいいっぱい入った状態で、最後のほうは卒園させたんですけども、恐らく定員いっぱいの状態って、私が最後に見た状態で、必ずしも定員いっぱいじゃない状態で最適な保育もできるんじゃないかなというふうに思いますので、文京区さんにはこのまま頑張ってくださいというふうに思います。

あと、切れ目のない保育というところも意見としては同じです。やっぱり小学校、中学校と上がっていきますので、その辺り、区児相とか、子家センとか、そういった施設も今取り組んでいらっしゃるかと思いますので、広報活動も併走していただきながら、こういうところがあるんだよというところを伝えていただければいいのかなというふうに思いました。

あと、最後、福本委員もおっしゃっていたんですけど、防災もすごく大事だなというふうにお話をお聞きして感じました。大阪の保育園にいたときも、PTA会長、保護者会長をやっていましたので、防災イベントなんかをやっていたんですけども、お母さん自身が乳児を連れて震災に遭ったとき、どうしたらいいんだろうということが、あまり少なくとも5年前は自覚がなくて、その後に震災が起きたので、いろんな情報が入ってくるようになったんですけども。例えば、乳児を連れていっているときに持ち出すものは、水よりも実は縫いぐるみのほうが大事だったりするとか、もしくは新聞紙でスリッパが作れるとか、そういうことも先ほど申し上げた、ちょっとリソースが空いたところではできるんじゃないかなというふうには感じました。

以上でございます。

○社会長 じゃあ、課長、お願いします。

○永尾子ども施設担当課長 まずは、資料第5号の13ページのところの事業番号8番の私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策について、次年度の方向性が、見直し・縮小になっていることにつきましては、この計画事業は、待機児童対策として、新しい認可保育所を開設していくという事業計画になっているため、待機児童がゼロで、定員が1,000人以上空いている中では、新規園の開設は一旦見直し・縮小という扱いになります。ただ、委員のほうがお話しされましたように、保育需要が今後どうなっていくかは読みにくい部分がありますので、必要な地域に必要な定員が確保されるように、区も人口動態や、保育需要をしっかりと確認した上で、保育を希望する方の保育が保障されるように進めてまいりたいと考えております。

また、2点目の質の向上につきましては、リスクリングというお話もいただきましたが、今年度、区の新たな取組として、近隣の保育園同士が交流保育を実施できるような、関係づくりを進めております。どうしても各保育園の中だけですと、保育のスキルアップも一定限界があるため、運営事業者が違って、近隣園同士で保育を交流したり、日時を決めて公園でお子さん同士が交流する取組も今年度実施しておりますので、区も、様々な取組の中で、現場の保育に従事する方たちのスキルアップは施策として進めてまいりたいと考えております。

○社会長 よろしいですかね。ちょっと時間押しぎみなので、取りあえずこの3つ目まではここまでにしたいと思いますが。

皆さん、的確にご指摘いただきましたように、ここの分野について、私もほかの部局の仕事をしてから、保育の質、量の充実、最重要課題で大体、もちろんさらに上げていかなきゃならないんですけど、かなり待機児童の問題解決をしているというのは、画期的は画期的なんですね。しかも、3年ぐらい前までは、これでなおかつ就学前児童数は増えてましたので、要するにアウトプットでもいて、アウトカムとしても良好な状態だったのが、一番残念なのは、やっぱりいろんな事情の中で、国民の選択肢として出生数がまた減少に転じてきているということで、異次元の対策をやっても、異次元に減ってきているというのが多分日本全体の問題でもありますし、その最前線を切っていた文京区としても、大きな課題に直面していると、これが一つですね。

もう一つ、今ご指摘になったように、空きが出ていると、逆に言うと質の向上を図るいいチャンスではあるんですけど、経営する事業者的な観点からすると、経費の問題が非常に難しくなってきた、その部分を受益者負担なのか、公的負担にするのか、誰が負担するのかということも含めて、この費用部分をどうしていくかというのも課題になって、また新しいステージの問題になってきていると。これに正面から応えて、やっぱり最前線の保育行政を今後も維持していったほしいなというふうに思います。

それでは、かなり時間が押してきてますので、次の三つの課題を関係の部長から説明をお願いします。

○竹越福祉部長 それでは、福祉部長のほうから、ナンバー4、子どもの発達に寄り添った支援体制の整備についてご説明を申し上げます。

資料第5号の16ページから19ページをご参照ください。

計画期間の方向性として、子どもの成長段階に応じた支援の充実と、医療的ケア児の支援を掲げてございます。16ページ中ほどから17、18ページにかけては、個別の事業名についてご紹介をしております。

主に19ページのところになりますが、これまでの成果としては、まず、子どもの成長段階に応じた支援の充実を図るため、令和4年度から障害児通所施設の整備費等の補助制度を開始いたしました。また、児童発達支援では、個々に応じた療育となるよう、令和2年度から週2日の利用枠を設け、支援の充実を図りました。また、放課後等デイサービスにおいては、令和4年度からクラスを増設して、受入人数の拡充を図りました。また、総合相談及び児童発達支援センターでは、障害児等の早期発見・早期療育を実施しております。引き続き、気楽に相談できる場や重症心身障害児や医療的ケア児に対応する事業所の整備を促進するとともに、ニーズの高い放課後等デイサービス事業所の整備を促進するため、必要な支援を充実させてまいります。

次に、医療的ケア児の支援を図るため、令和3年度より医療的ケア児支援連絡会を開催し、支援体制の強化を進めてまいりました。また、4年度には、医療的ケアを必要とするお子様の生活に関する調査を実施いたしました。調査結果を踏まえ、安全に受け入れる体制整備等に取り組んでおります。また、5年度からは児童発達支援において受入れを開始いたしました。また、放課

後等デイサービスでは、4年度8月から医療的ケア児の受入れを開始いたしました。引き続き、関係機関との連携を強化し、支援体制の整備に努めてまいります。

なお、次期「文の京」総合戦略では、資料第7号の14ページのナンバーは12となっておりますが、子どもの発達に寄り添った支援体制の整備が掲載されております。

今後とも、障害児が安心して生活を営めるよう、生活の場及び日中活動の場を確保するなど、障害児通所サービス事業所の確保・充実に向けて取り組むほか、医療的ケア児がライフステージに応じた円滑かつ適切な支援が受けられるよう、相談体制及び情報提供の充実にも努めてまいります。

説明は以上です。

○多田子ども家庭部長 続きまして、ナンバー5、（仮称）文京区児童相談所設置に向けた総合的な支援体制の強化ということで、資料第5号の20ページですね。

まず、4年後の目指す姿でございますけれども、児童相談所の開設に向けて、子ども家庭支援センターの体制を強化し、相談事業等の充実が図られることで、子育て家庭の孤立化の防止や児童虐待等の予防的支援の充実など、子ども家庭支援センターを中心とした総合的な支援体制が強固なものとなっている、こちらが目指す姿になります。

その下、計画期間の方向性ですけれども、2点、予防的支援と対応力の強化、（仮称）文京区児童相談所の開設に向けた支援体制の整備・構築ということで、方向性を記載してございます。

その後、ぶら下がっている事業がございまして、21ページですね。網かけの2番ですけれども、この間の社会状況の変化ということですが、まず、令和4年に児童福祉法の改正がございまして、こちらに基づいて、こちらの中では子育てに対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充等が規定され、こちら令和6年4月に施行予定となっております。

それから、児童相談所、文京区が令和7年4月前後で、複数の区において児童相談所の開設が予定されているということと、あと母子保健法の一部改正などがありまして、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策への取組が一層推進されているということです。

次のページ、22ページですけれども、網かけの3ということで、成果や課題についてですけれども。まず、予防的支援と対応力の強化というところでは、巡回相談を増やし、緊密に連携することによって、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなげるということで、虐待事案に対応するとともに、予防的支援を行ってまいりました。それから、また、要支援家庭への対応や連携方法等に関する研修に、これは相談員だけでなく、関係課の職員にも参加してもらうことで、連携強化と支援力の向上を図ってまいりました。

続いて、その下の（仮称）児相の開設に向けた支援体制の整備・構築ですけれども、まず、支援施設の整備ですけれども、令和4年度に工事説明会等を通して、近隣住民へ丁寧な周知を行い、工事に着手しております。また、職員の確保・育成についても、重要な課題なわけですけれども、こちらについては、児童相談所の経験者を段階的に採用するほか、区内大学等への職員採用に係

る広報活動を進め、職員の確保に取り組むとともに、区職員に対する児童相談所業務の周知や研修を行い、職員の育成に取り組んでおります。

それから、今後の児童相談所の運営の指針となる（仮称）文京区児童相談所運営計画を策定いたしました。今後については、策定した計画内容を踏まえて、国及び都との確認作業を着実に進めていく必要がございます。

続いて、網かけの4番ですけれども、今後の展開ということですが、子どもと家庭に対する予防的支援の対応力の強化については、法改正を踏まえ、こども家庭センターを設置し、相談支援機能の一体化を図り、関係機関と緊密に連携することで、孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、より早い段階から支援につなげ、児童虐待を未然に防止いたします。

それから、子どもと家庭に関する相談の中でも、緊急かつ高度なもの、ハイリスクなものについては、適切にアセスメントを行い、子どもと家庭が抱える困難に寄り添いながら、課題解決に向けた専門性を生かした支援を行っていききたいというふうに記載してございます。

それから、次期総合戦略、資料第7号で今度15ページですね。資料第7号の15ページにお進みいただきまして、こちら現状ですとか、関連データを記載してございますけれども、こちらの一番下の部分、課題解決に向けて取り組むべきことということで、虐待を未然に予防するために、妊娠・出産・子育て期から育児不安等に対する支援を行う必要がある。虐待の早期発見・早期対応のために、関係機関の連携を強化する必要があるといった記載になってございます。

以上が、（仮称）文京区児童相談所設置に向けた総合的な支援体制の強化の説明になります。

続きまして、資料第5号にお戻りいただきまして、こちらは24ページをお開きいただければと思います。主要課題のナンバー6ということで、子どもの貧困対策でございます。

まず、4年後の目指す姿ですけれども、子どもの貧困対策に関する関係部署の連携が深まり、各家庭の状況に応じた支援サービスが提供されているということでございます。

計画期間の方向性ですけれども、全庁的な連携による支援ですとか、子どもの貧困対策計画の策定ということで、方向性について記載をしております。

続いて、25ページの網かけの2番、この間における社会環境等の変化ですけれども、まず、先ほどと重複しますが、本年4月にこども家庭庁が創設され、併せてこども基本法が施行されるということで、国においては、この秋頃を目途にこども大綱を新たに策定する予定であり、少子化社会対策や子ども・若者支援、子どもの貧困対策を、これまで以上に総合的かつ一体的に取り組んでいくことされています。さらに、長期にわたった新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、経済的に困窮する世帯が増加する可能性があるということでございます。

次、26ページですけれども、網かけの3番、成果や課題ですけれども、こちらは全庁的な連携による支援ということで、令和4年度については調査を行いまして、本年3月に子どもの貧困対策計画を策定しております。今後については、次期子育て支援計画の策定に向けて、今年度、子どもの生活状況に関する実態調査を行う予定でございまして、社会情勢に注視し、各部と連携を図

りながら、子どもの貧困対策の推進に取り組んでまいります。

それから、塾代助成につきましては、令和4年度から中学2年生の助成金額の拡充を行ったほか、東京都の受験生チャレンジ支援の貸付事業の対象拡大により、重複世帯が増えたということで、有益な情報が届くよう、関係部署と連携して周知を行うなどの取組をしております。

学校給食の補助については、さらなる負担軽減を求める声があり、3年度から多子世帯等も対象にするように条件の緩和を、拡大をしたわけなんですけども、本年9月、ご案内かとは思いますが、現下の物価高騰による影響を鑑み、区立小・中学校における学校給食の無償化を実施しているところでございます。

もう一つ、子どもの貧困対策計画の策定ですけども、文京区子どもの生活状況調査を3年度に実施し、子どもの貧困対策推進法に基づく子どもの貧困対策計画を、子育て支援計画の追補版ということで、4年度に策定をしております。

続いて、網かけの4番、今後の展開ですけども、令和5年度に実態調査を実施し、子どもと家庭を取り巻く環境の変化を的確に把握しながら、貧困対策計画を包含する子育て支援計画の策定を行い、本区の特性を反映した子どもの貧困対策施策の充実を図ってまいります。

また、子ども宅食の事業についてですけども、こちらについては利用世帯の家族構成に合わせた食品等の配送を行うとともに、イベントの情報発信や文化芸術鑑賞など、親子の体験機会の提供も充実させていきたいというふうに思っております。

最後に、次期総合戦略、資料第7号の16ページをご覧くださいと思います。こちらについても、一番下の課題解決に向けた取り組むべきことということで記載をしておりますけれども、子どもの貧困対策を推進するために、子育て・福祉・教育など、関係部署間の連携強化による効果的な周知を図り、計画的に事業を進めていく必要があるという記載にしております。

以上が、子どもの貧困対策についての説明になります。

○社会長 それでは、皆さんのほうから、ご質問、ご意見をお願いします。時間が大分限られてきていますので、一応意見のある方から順番に挙手の上、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

南委員、お願いします。

○南委員 今日、これだけ聞きたかったんですけど、今ご説明があった26ページなんですけど、学校給食費補助のことで、令和5年9月からは現下の物価高騰による影響を鑑み、区立小・中学校における学校給食の無償化を実施しますと出ているんですけど、これはもう実際なっているんですか。

○多田子ども家庭部長 9月からということなので、始まっております。

○南委員 それで、その下の6年度、事業をどうするか30番のところに就学援助・学校給食費補助が見直し・縮小になっているんですけど、これはちょっと矛盾するのではないのかなと思っただけなんですけど、いかがなんでしょうか。

○横山企画課長 ご説明します。

○社会長 はい。

○横山企画課長 こちら26ページの、今、部長からも読み上げありましたが、一番上にあります3番の現総合戦略における成果や課題は何かという四角の中の、一番上の全庁的な連携による支援の一番下の段落に3行ございますけども、学校給食費の補助については、もともと多子世帯とか、就学援助といった形で必要なお子様に対して無償化というか、給食費の支援を行っていました。それ以外のご家庭については、特段給食費というのは補助していなかったもので、給食費を頂くというふうにしていたんですけども、今回9月から全ての区立小・中学校のお子様に給食費の無償化という形で行ったので、就学援助として、特定のご家庭に対する補助は制度としてなくなったということです。全体が無償化になったので、一部の方に行っていた補助事業は縮小されたという意味合いで記載してございます。

○南委員 ああ、分かりました。

○横山企画課長 分かりにくくて失礼しました。

○南委員 いや、ここへ来る前に、いろいろインターネットを見てたら、東京都23区あって、その中でも無償化を導入しているのが8区あって、今後導入予定が2区、それから検討しているのが3区で、文京区は予定なしで10区の中に入っていたので、今後どうなるのかなと思ってたんですけど、そのデータが古かったのかもしれないです。ありがとうございます。

○横山企画課長 文京区、実施するという方向に今は入っておりますので、既に実施は9月で始まっております。

○南委員 それともう1個、これは質問じゃなくて、最近ちょっと思ったことなんですけど。虐待のことがあると思うんですけど、自分も最近、町内会のほうにいろいろ顔を出すようにしまして、今年は盆踊り大会があって、太鼓のたたき手募集とかあったので、子どももいっぱい来るといので、太鼓たたきをやったんですよ。だから、そのときは大人もいっぱい来て、近所の人も来るんですけど、やっぱり子どもの顔が見れるんですよ。それが終わった後も、あの子、そういえばお祭りいたとか、盆踊りにいたとなると、顔を見ると「元気でやっている」とか声をかけられるんですよ。全く知らない、何か誘拐のおじさんになっちゃうんですけど、そういうので僕ら大人が参加することによって、子どものことも知れるし、例えば何かあざがあったらどうだとかすぐ分かると思うので、そういうのも僕ら大人が参加することで、区だけじゃなくて、虐待とかそういうのに気づいてあげられる環境になるのかなと思いました。

以上です。

○社会長 課長、お願いします。

○大戸子ども家庭支援センター所長 ありがとうございます。本当に虐待の未然予防、それから虐待予防には地域の力ってとても大切でございます。それで、実は虐待の防止、虐待の支援につきましては、児童虐待につきましては、通告というのが義務づけられておりまして、何かそうい

った身体的なところでそういった虐待行為が見受けられた場合には、直ちにご通告いただきたいというふうになっております。現在も、地域には民生委員・児童委員の方がおられまして、そういった方からの地域の通告、そういったものも受けております。ただ、通告、ご安心いただきたいのは、通告者は非公開になっておりますので、何かお気づきになりましたら、ぜひともこちらのほうにご連絡いただきたいというふうに思っております。お願いいたします。

○**社会長** ご質問、ご意見ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

塚田委員、お願いします。

○**塚田委員** 塚田です。

給食の無償化が始まったというのは、非常にいいことなのかなというふうに思っている反面、どうしても無償化にしてしまうと、区の予算の中でやりくりをするという話になってしまうのではないかなと思います。物価の高騰というのは多分、今後も止まらないと思うので、そうすると予算も限られている中で、量を減らす、または質が下がるみたいなことも起きるのかなというふうに思うと、一概に無償化することが正しい方向ではないんじゃないのかなというふうにも考えるんですが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**横山企画課長** 学務課がないので、代理で回答いたします。

区では、これまでもこの去年、今年ぐらい、物価高騰と食材費も高騰したということもありまして、まず、もともとの給食費に対する補助というのを行ってございまして、それが中学校、小学校それぞれ1食10円とか15円とかという部分ではございましたけども、それをしっかりと担保して、給食の質を落とさないといったような動きをしてきております。今、お話がございましたように、当然無償化ということになりますと、この間、保護者の皆様から徴収していた部分について、代わりに区のほうで負担していきましようという動きになるんですけども、これも当然大前提として、しっかりと子どもたちの食が担保されるというのは、区としてまずやらなければならないことになりますので、今ご指摘ありましたように、確かに、費用負担が予算の上限があるのかとか、そういったことがございますけれども、大事なことはまずしっかりとした食を支えていくといったようなところから、必要な経費を毎年計上していくという形になりますので、その辺りはご安心していただければというふうに思っております。

○**塚田委員** ありがとうございます。うちの息子も小学校に通わせていただいて、給食が非常においしいと喜んでいるので、ぜひそれを継続していただけるとうれしいなというふうに思います。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

岸委員、お願いします。

○**岸委員** 父母連の岸です。

一つは、虐待について、件数がグラフになっていると思うんですけど、シビアさみたいな、そ

っちも結構大事なのかなと思うんですけど、そういった統計は取られているんですか。重大事案とかにつながる可能性がどれぐらいあるのかという。

○大戸子ども家庭支援センター所長 子ども家庭支援センターの大戸でございます。

その点につきましては、特にハイリスクかハイリスクでないかという事案はございませんが、ただ、虐待には四つの虐待がありまして、身体的な虐待から始まりましてネグレクトと、そういったところで、その部分につきましては集計を行っております。

○岸委員 ありがとうございます。あと、ちょっと主要課題3に戻らせてもらうんですけど、父母連をやっていると、必ず毎年意見があるのが病児保育でして、今これ、地域差をなくすというのが課題になっていたと思うんですけど。地域差というのは多分、病児保育やる場所が偏っているという話だと思うんですけど、解決策は僕は思いつかないんですけど、時期の差がやっぱり大事かなと思っていて、すごく大変な時期にはやっぱり混んでて誰も入れなくて、そのときに入れなかった保護者の方たちがすごく病児保育が充実していないというふうに言ってしまうと思うんですよね。でも、当然、その時期はお医者さんも忙しいでしょうし、どうしたらいいのかわからないんですけど、何かそういうのをうまくやっている自治体とかが、日本のどこかにあったりしないのかなとか、何とかできたらいいのかなというふうにいつも思っています。

○社会長 事務局。

○篠原子育て支援課長 子育て支援課長の篠原と申します。

病児・病後児保育のご意見は、様々なところからいただいております、区として、今、順天堂のところと、あと、白山地域に一つ、再開発でできた春日にも一つということで、今、3か所で運用しているわけですが、なかなかニーズが満たされていない地域が、逆に大塚、音羽のエリアには難しいというお話も聞いております。区としては、なかなか医療機関の存在だとか、場所という問題もありますので、難しい部分もあるんですけど、まずは施設の数を増やすということが一番直接的な課題だろうと思いますし、ほかの自治体さんでもそういうようなお声は聞いてございます。もう一つ、駒込の駒込病院の病児・病後児も入れて4か所ですが、5か所目をどうするかという問題については、区としても認識してございまして、まず増やすということ。あともう一つは、これも委員のおっしゃる直接的な対策にならないかもしれませんが、まずはネット予約ができるようにしようというところも踏まえて、なるべくとっさのときに安心して通えるような場所の提供ということは、区としても意識をしておりますし、今後とも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岸委員 ありがとうございます。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

じゃあ、森谷委員、お願いします。

○森谷委員 森谷です。2点、お願いします。

まず、主要課題の発達のところですか。4ですね。発達に寄り添った支援体制の整備というところ

ろで、相談件数が増えているというデータがあるんですけども、かなり障害といっても多様化しているというか、ボーダーだったりとか、グレーだったりとか、いろんな範囲があって、それが重複している場合もあったりして、本当に多様なんだろうなと思っています。それぞれ診断を受けたりとか、担当部署が違ったりして、漏れがないのかなというのがちょっと心配なところで、その漏れのないように、どのような取組をされているのかなというのをお聞きしたいというのが1点目です。

2点目が、虐待のところなんですけれども、件数が増えている、それからニュース等でもかなり取り上げられているところで、その入り口というか、起こったことについてはすごく情報があるんですが、その後どのようなケアをして、どういうふうな社会に復帰できているとか、そういった情報はほとんど耳に入らないので、実際にこの支援をされているところで、どんな取組が効果的、有効だったのかという辺りとか。それから、入り口もとても大事なんですけれども、やっぱり長期的な支援が必要かなと思うんですね。すぐに解決するような事案ではないと思いますので、長期的に取り組むときに、子どもの年齢だとか学齢期とかによっても、かなりやっぱり支援に差があったり、難しかったりする場面があるのかなと思って、そこが心配かなというところが2点目です。よろしくをお願いします。

○**社会長** 課長、お願いします。

○**橋本障害福祉課長** 障害福祉課長の橋本と申します。

1点目のご質問ですけれども、教育センターの教育相談を中心に様々なお子さんのご相談を受けておりますけれども、漏れのないようにという観点で申しますと、相談の内容によって、そのお子さんに必要な支援が何かということをつまえて、その先につなげていくということになりますが、そのお子さんの状況によって、一つは療育手帳とか障害者手帳を取って専門的な支援を受けるという道があります。二つ目が、障害者手帳まではいかないけれども、専門的な療育を受けるようにということで、受給者証というものを取って、専門的な療育につなげていくというやり方、三つ目は、受給者証まではいかないけれども、引き続き相談を受けていくというような、主に三つの道筋がありまして、漏れのないように、お子さんの発達を支えていくということを取組として行っております。

以上となります。

○**大戸子ども家庭支援センター所長** 子ども家庭支援センターの大戸でございます。

2点、ご質問いただいております。

まず、児童虐待の支援、見えないところでどのような取組をして、その効果というところでございますけれども、支援につきましては具体的な例を挙げることは難しいんですけども、文京区でいいますと、実は先ほど四つの虐待があるというふうに申しましたが、身体、それから心理的虐待、それから性的虐待、ネグレクトという四つの虐待がございます。その中で、文京区がちょっと多いなというところが、心理的虐待なんですね。

これは子どもの前で夫婦げんかをしてしまって、子どもがそれを見て影響が出てくると、心理的虐待。そういったところに実は一番多い例でありますと、例えばお母さんとお父さんがとても教育熱心であったと、それで教育熱心であったがゆえに、夫婦げんかもしてしまったところでもあります。そういったところのイライラがお母さんに募ってしまいまして、ちょっと手を上げてしまったというか、たたいてしまったということがあった。そういったときには、まず、子どもの状況を確認しまして、子どもからの声をしっかりと聞く、それから親御さんに対して、私ども子ども家庭支援センターの職員が行きまして、実際にお母様に、こういうことは実は今後の子どもの成長に影響が出てきますということをお伝えすることで、お母様が今後手を上げなくなったと、そういった取組も実はございます。そういった一つ一つの取組の中で、一つずつ虐待を防止していくというところでございます。

それから、2点目の長期的な支援の難しさ、確かに、まず保育園時から始まったとします。それから、保育園・幼稚園から始まりました。小学校、中学校ということで、例えば養育困難の家庭でのそういった支援というのがあるわけなんですけど、やはり子どもを育てるということにおきましては、そのステージごと、所属ごとで難しさが出てきております。そうした長期的な支援の中で難しいのは、やはり子どもの成長に合わせて、先ほど私のほうからちょっとご説明をしました要保護児童対策地域協議会とあって、全ての機関が子どもの虐待に係る支援が集まって情報の共有を図り、その都度その都度ケース会議をして、支援を行っているところがあります。そういった年齢のステージが上がることによって、その関係部署も変わってきますが、しっかりとそこは個別ケース検討会議を続けながら、切れ目のない支援を継続しているところでございます。

○佐藤児童相談所準備担当課長 お願いいたします。

続きまして、児童相談所準備担当課長の佐藤と申します。

委員からお話いただきました児童虐待に係るお子さんや保護者の方への長期的な支援とともに、前段での漏れのない支援というようなところで、文京区の児童相談所につきましては、令和7年4月から開設するという準備を進めております児童相談所における、いわゆる一体的なお子さんの予防からハイリスクアプローチまでの支援というところでは、今現在、東京都児童相談所がハイリスクのケースを中心に担当しているというところが、今後は区の中で、一体的に児童虐待の重いものから軽いものまで、とらわれずに区の中で支援ができるというメリットを活かして、文京区の中でも、ケースの重さによっては非常に大変なこともあるんですが、区の中での全体的な視点の中で漏れなく、かつ効果的な支援ができるというようなところの取組、今、準備しているところでございます。

○森谷委員 様々な取組、ありがとうございます。子どもたちの数が実際減ってきている中で、本当に一人一人に寄り添うというか、大切にしていきたいなというものがありますので、今後もよろしくお願いいたします。

○社会長 あと、いかがでしょうか。まだ若干時間ありますので、福本委員、いかがですか。

○福本委員 いえいえ、結構です。

○辻会長 いいですか。

それでは、池田委員、どうですか。ないですか。

それでは、篠塚委員、お願いします。

○篠塚委員 ありがとうございます。時間ないということで大変ありがたいんですけども。ちょっとここで伺っていいのかどうか分からなかったのですが、ずっと迷ってたんですけども、小学校PTA連合会の会長会のほうで、ちょっと会長会の場ではないところで聞いた話ではあるんですけども、この小学校だったら、障害のある子どもを受け入れてくれるという小学校が区内で何校かあると。そういうところには、やはり障害を持ったお子さんが集中してしまうという現象があるというふうに聞いたんですね。その小学校の方から、会長さんからなんですけれど、そこをもうちょっと、うちばかりに子どもが集まるのではなくて、分散して、負担を分け合うような形にしてもらえると、先生方の負担も本当に大変なものがあって、私の小学校のところではとても課題になっているという話を聞いたんですね。そういったことを今後考えていっていただけたらというのが、小P連から来ている人間としての希望です。ありがとうございます。

○大川企画政策部長 次回の宿題にしますか。

○辻会長 次回ね。

○大川企画政策部長 次回この会で、教育の部課長がそろいますので、今受け止めさせてお伝えしますので、その答えから次回始めるみたいな形でよろしいでしょうかね。ありがとうございます。

○辻会長 今、ちょうど2時間ぴったり、皆さんのご協力ですけど、よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。めり張りの利いた質疑応答、ありがとうございました。

それでは、最後に次回の区民協議会につきまして、事務局から説明をお願いします。

○横山企画課長 それでは、幾つかご連絡ございます。

まず、第2回目、次回でございますが10月19日の木曜日となります。次の課題につきましては、今日の続きになりますが主要課題の7番から13番、またそれに加えまして、行財政運営、こちらについてご審議をいただきます。お時間は本日と同じように、夜の6時30分から2時間程度を予定してございます。会場が変わりまして、シビックセンター24階の第一委員会室というところになりますので、よろしくをお願いします。

また、本日お時間いっぱいになりましたので、審議できなかったことや、あとのほかの基本政策に関する主要課題等につきましてご意見がございましたら、お配りしております意見記入用紙等をご活用いただきまして、11月2日までに事務局のほうまでお送りくださるよう、お願いいたします。いただきましたご意見につきましては、所管課に伝えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。

また、冒頭もお伝えしましたが、いただいたご意見につきましては、本協議会の会議資料とな

りますので、公開させていただきますのでご了承ください。また、今、お手元にごございます配付資料ですが、こちらお持ち帰りいただきまして、次の協議会でご使用いたしますのでご持参くださるようお願いいたします。

また、先ほども申し上げましたが、本日の会議録、こちらにつきましては皆様に内容をご確認いただきますので、後日郵送またはメールにてご連絡させていただきますので、ご確認くださいませようお願いいたします。皆様の確認が終わりましたら、区のホームページ等で公開をさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○社会長 その他、皆さんのほうから何かありますか。

次回は、今日よりちょっとお題が多くなりますけど、皆さん、質の高いメンバーがそろっていますので、あまり変に抑制する必要はありませんので、次回も今回と同じように活発な質疑応答をしていただけたらと思います。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。